

り災証明書などの申請

福祉課
社会福祉課
☎823-9207
☎823-9627

現在、海田町ではり災証明書（住家または店舗などの全壊、半壊などの被災度合いを証明する文書）および、被災証明書（土地、動産などについて被害があった事実のみを証明する文書）を交付していますが、**新規の申請受付を3月29日で終了**します。

り災証明書（被災証明書）は、各種被災者支援策の適用の判断材料として幅広く活用される重要な証明書となります。

被害の度合いに関わらず、お住まいの住居に被害があった人や、所有する家屋、土地、家財などに被害があった人は、早めに交付申請をしてください。

なお、り災証明書の申請手続きについては、原則被害状況の分かる写真の添付が必要ですが、町が指定する浸水想定区域内の人であれば、現状の写真を添付していただければ申請が可能です。また、浸水想定区域以外の方についても、現地調査により被害が確認できればり災証明書の交付が可能ですので、ご不明の人は社会福祉課（役場1階）へ問い合わせてください。

新規申請期限 3月29日（追加公布の受け付けは継続します）

海田町災害見舞金の支給申請

福祉課
社会福祉課
☎823-9207
☎823-9627

平成30年7月豪雨災害の被害を受けた人に対する海田町災害見舞金について、**3月末が受け付けの期限となっており**ます。

すでにり災証明書の交付を受けた人で、町で把握している該当の人に対しては、必要書類等を送付しておりますので必要事項をご記入のうえ海田町役場への提出をお願いします。

また、床下浸水などの被害があった人で、り災証明書の申請手続きをされていない人は、見舞金の申請の手続きの前にり災証明書の交付申請の手続きをお願いします。

り災証明書の申請手続きについては、原則被害状況の分かる写真の添付が必要ですが、町が指定する浸水想定区域内の人であれば、現状の写真を添付していただければ申請が可能ですので、ご不明の人は社会福祉課（役場1階）へ問い合わせてください。

なお、すでに海田町災害見舞金の書類を受け取っている人で、手続きが終わっていない人も早めの手続きをお願いします。

海田町災害見舞金支給額 全壊・2万円、大規模半壊・1万円、半壊・5万円、床上浸水・3万円、床下浸水・一部損壊・1万円

区八丁堀6-10 ☎082-228-5100

海田町議会の開会

議会事務局
（FAX兼用）
☎823-92218

3月の定例議会は、5日（火）9時から議場（役場3階）で開会予定です。

一時保育の利用登録

こども課
☎823-92227
☎823-96227

不規則な勤務形態で働く家庭の児童や、家族の傷病・入院など一時的に家庭で保育することが難しくなる児童を一定期間保育所で保育するサービスです。

利用期間 2019年4月1日～2020年3月31日
実施保育所 龍洞保育園・小さくら保育所・さいわい保育園・つくも保育所
保育時間 平日7時15分～18時15分

※保護者の就労状況などにより、利用できる時間は異なります。

対象 保護者の労働・職業訓練・就学などで、週3日（月14日以内）を限度として断続的に家庭保育が困難となる就学前の児童
（例） パート（月14日以内もしくは1日4時間未満）など

受付期限 3月31日（当日消印有効）

認知症カフェの開催

長寿保険課
☎823-96009
☎823-96227

認知症の人やその家族がゆったり過ごしたり、必要な情報を集めたりすることを目的とした認知症カフェが次のとおり開催されます。興味のある人は気軽に参加してください。事前の予約は不要です。

① 海田町オレンジライン

日時 3月3日（日）13時30分～15時30分

場所 町民センター（寺迫1丁目1-29）

問い合わせ 原本明美さん
☎090-8242-0639

② 認知症カフェ花みずき

日時 3月27日（水）13時30分～15時30分

場所 および問い合わせ先 特別養護老人ホーム花みずき（大立町6-14） ☎082-1821-0201



生活安全課 ☎823-9219
☎823-7927

くらしの中の消費者トラブル



天皇陛下の退位に便乗した商法にご注意

相談内容

見知らぬ事業者から「平成から年号が変わる。天皇陛下のアルバムを買わないか」と電話があり、皇室に興味があったので、少し話を聞いてしまった。本来8万円だが、3万8千円で買えると言われた。最終的に断ったのに一方的に自宅にアルバムが配送され、夫が受け取ってしまった。（70歳代 女性）



ひとこと助言

天皇陛下の退位に便乗して、アルバム、掛け軸等の購入を電話で持ち掛けられたとの相談が寄せられています。中には長時間に渡って勧誘された、断っているのに執拗に勧誘されたという強引なケースもあり、注意が必要です。

話を聞いてしまうと断りにくくなってしまいます。購入する意思がない場合には、早いうちにはっきりと断りましょう。

注文や承諾していない商品が届いた場合は、代金を支払わず受け取り拒否しましょう。受け取り拒否をしても宅配業者に迷惑がかかることはありません。「誰が注文したか分からない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくのも一つの方法です。

相談窓口

海田町消費生活相談コーナー
☎823-9219

受付 月～金曜日 9時～17時（祝日を除く）

※木曜日は、消費生活相談員がいます。

場所 生活安全課（役場2階）

広島県生活センター

☎223-16111

受付 月～金曜日 9時～17時（祝日を除く）

場所 広島市中区基町10-52（県庁農林庁舎1階）

申告と納税は期限内

平成30年分の確定申告・納期限

所得税及び復興特別所得税、贈与税の申告・納税は

3月15日（金）まで

※贈与税については、一定の条件を満たす方は5月7日火が期限となります。

個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は

4月1日（月）まで

納税は便利な口座振替をご利用ください（振替日）

所得税及び復興特別所得税 4月22日（月）

個人事業者の消費税及び地方消費税 4月24日（水）

申告手続などにはマイナンバーの入力と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。ただし、e-Taxで送信すれば本人確認書類の提示等は不要です。



詳しくは

国 税 庁

で 検 索



ふるさと納税として
寄せられた善意（敬称略）

☆金一封

秋本 晃伸
清水 淳子
竹谷 俊明
平尾記代子
福岡 博士
福岡 健男
堀光 啓介
堀光 雅樹
山田 健一
湯原 隆男
梶原 正則
神奈川県横浜市
東京都小金井市
山口県宇部市
大阪府大阪市
東京都港区
栃木県宇都宮市
神奈川県横浜市
埼玉県さいたま市
東京都練馬区
神奈川県相模原市
広島県広島市

平成30年7月豪雨災害支援金の状況（平成31年1月受納分） 財政課 ☎823-9201
☎823-9203

「平成30年7月豪雨災害」に際しまして、多くの皆様にご支援のお申し出を頂きましたことに、心から感謝申し上げます。支援金に関しましては、海田町の被災者生活再建支援及び災害復旧・復興に活用させていただきます。

寄附総額（1月受納分） **280,350円**

寄附総額 **22,888,280円**

【公表をご了承いただいた方（敬称略）】

1. 法人・団体の方（1月受納分）

法人・団体名	住所	寄附額
株式会社KODAMA	広島県広島市	250,000円
公益社団法人海田町シルバー人材センター	海田町	30,350円